

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/3/6 号 (No. 268)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. BRICS 特許審査と情報シンポジウム、北京で開催(国家知識産権網 2018年2月13日)
2. 商標局、商標の申請書類を簡素化、審査周期も短縮(工商总局商标局 公式サイト 2018年2月7日)

○ 地方政府の動き

1. 上海、外資系研究開発センターが426社、全国1位(上海市政府公式サイト 2018年2月11日)

○ 司法関連の動き

1. 本田技研、長城汽車を提訴 特許侵害を主張(中国打撃侵権工作網 2018年2月22日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 吉林省公安機関、外資系企業の知的財産権保護を推進(中国打撃侵権工作網 2018年2月9日)

○ その他知財関連

1. 第1回税関越境EC大会が北京で開催、「北京宣言」を発表(中国打撃侵権工作網 2018年2月12日)

=====

● ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. BRICS 特許審査と情報シンポジウム、北京で開催★★★

2月9日、北京で開催された第3回 BRICS 特許審査と情報シンポジウムが成功裏に終了した。国家知識産権局(SIPO) 何志敏副局長をはじめ、SIPO 国際司、人教部、文献部などの責任者が閉幕式に出席した。

中国、ブラジル、ロシア、インド、南アフリカからの審査官がシンポジウムに参加し、BRICS 知的財産権協調グループのメンバーが協調グループ会合に参加した。シンポジウムにおいて、中国の特許出願、審査と中国特許文献、公共サービス基礎知識に関する講義が行われ、協調グループ会合において BRICS 知的財産権協力ロードマップ枠組み下の各協力プログラムの進捗状況、今後の協力事業などをめぐって議論が交わされた。

何副局長は挨拶の中で、シンポジウムと協調グループ会合で5国特許庁の審査官に貴重な交流の場を提供したと評価し、各国が共に努力して BRICS 知的財産権協力でより多くの実務的な成果を取得するよう期待すると述べた。

(出典：国家知識産権網 2018年2月13日)

★★★2. 商標局、商標の申請書類を簡素化、審査周期も短縮★★★

国家工商行政管理総局商標局が7日に「申請書類の簡素化、業務プロセスの最適化、審査周期の短縮に関する公告」を公布した。

公告によると、今後書面(紙)で手続きをする申請者が、その名義における複数の商標の変更申請を同時に行う際に、変更証明書類のほか、関連の身分証明書類や委任状なども1通提出するだけで足

りることになる。それぞれの商標の変更申請書に、前述の関連書類の所在場所を明記することで済む。委任状には、変更申請に関わる全ての商標について代行者に権限を付与する旨の内容を盛り込む必要がある。

また、申請者がその名義における複数のマドリッド国際商標の譲渡業務を申請する際に、同一の譲受人に譲渡する場合、譲渡申請書類を1通提出するだけで足りることになる。

さらに、2018年4月1日より、商標局が商標変更申請を受け取った日から1ヵ月内に変更申請に対する方式審査を完成する。6月1日より、1ヵ月内に更新申請に対する方式審査を完成する。

(出典：工商总局商标局 公式サイト 2018年2月7日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 上海、外資系研究開発センターが426社、全国1位★★★

2017年末時点の統計によると、上海市の外資系研究開発(R&D)センターが426社に達した。大陸部に設置された外資系R&Dセンターの4分の1に当り、設置数は全国最多となる。そのうち、グローバルR&Dセンターは40社、アジア太平洋地域R&Dセンターは17社、また投資総額が1000万米ドルを超えるセンターは20社あった。従業員の中で、中国人技術者は4万人を超え、修士号取得者が全体の52%を占める。

市商務委員会と市財政局は当面、グローバルR&Dセンターなどの上海への誘致を狙い、多国籍企業による地域総本部の設置を奨励し、財政面で支援する施策の整備を進めている。また、市知識産権局と市財政局は、外資系R&Dセンターの知的財産権に関する支援策を「上海市專利補助弁法」に追加することを検討しているという。各区も外資系R&Dセンターの発展を支える多数の支援策を発売した。このほか、資金・技術面の支援を強化し、国家重大プロジェクトに外資R&Dセンターを参加させる度を拡大し、研究開発成果の転化及び産業化を促し、住宅・医療を含む基本的な生活を保障するなど、上海市政府は様々な政策手段を講じ、外資R&Dセンターの発展を力強く支えている。

関係者によると、上海市は今年、15の外資系R&Dセンターの新規設立と多数の外資系R&Dセンターの格上げを働きかける方針である。

(出典：上海市政府公式サイト 2018年2月11日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 本田技研、長城汽車を提訴 特許侵害を主張★★★

特許権が侵害されたとして、本田技研工業株式会社(以下、ホンダ)は中国の自動車メーカー、長城汽車に対し、特許侵害の差し止めと損害賠償2214万元(約3億7440万円)の支払いを求めて、北京知識産権法院に提訴したことがわかった。長城汽車は、2017年10月5日にすでに北京知識産権法院から訴状を受けていたという。

原告のホンダは、長城汽車が生産・販売する車両番号LGWEF4A56FF064336、黒のSUV「哈弗H6」について、同社の「車両バックドア構造」と題された第200710008273.0号の特許と「車両装飾品の設置構造」と題された第200710161631.1号特許を侵害していると主張。ホンダは長城汽車と、その販売代理店である北京泊士聯汽車銷售中心を相手取り、北京知識産権法院に訴えた。

被告の長城汽車は、弁護士らと一緒に、関連する特許と関連モデルの構造を比較したところ、両者に明らかな違いがあることを確認できたとし、ホンダの特許権を侵害していないとして、争う姿勢を明らかにした。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年2月22日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 吉林省公安機関、外資系企業の知的財産権保護を推進★★★

吉林省公安厅は、外資系企業の知的財産権保護活動に関する、省知的財産権侵害模倣品摘発活動指導グループの活動計画に基づいて、昨年10月より外資系企業の知的財産権保護活動を展開してきた。昨年未までに全省の公安機関で大規模な摘発行動を2回実施し、外資系企業の登録商標を侵害した犯罪事件18件の摘発に成功した。犯罪容疑者25人を逮捕し、2つの犯罪グループの生産、販売拠点21ヶ所を閉鎖させ、総額2400万元に上る模倣品など1万点以上を差し押さえた。

省公安厅は今年、知的財産権犯罪を取り締まる「春雷行動」の実施に合わせて、▽外国の法執行機関との協力を深めて、国境を越えた犯罪事件の摘発を強化する▽平等な保護を確実に実現し、国内企業の海外進出を支援するとともに、外資系企業との意思疎通、協力を強化する▽普及啓発活動に注力し、摘発した典型的事例を適時に公開する——などして、吉林省の知的財産権保護活動の推進に取り組む方針である。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年2月9日)

○ その他知財関連

★★★1. 第1回税関越境EC大会が北京で開催、「北京宣言」を発表★★★

2月10日、第1回世界税関越境電子商取引（EC）大会が北京で開催された。政府・企業間の対話の一層の強化、新たな貿易ルールの検討・策定の共同促進を呼びかける「北京宣言」が発表された。また、2年ごとにさまざまな地域で越境EC大会を開催することが提案された。

世界税関機構（WCO）加盟国の税関、政府部門、企業などからの代表が一堂に会し、グローバル越境ECの発展状況などについて議論を交わし、「世界税関機構越境EC標準枠組」のさらなる充実化に賛同し、越境EC管理の8つの核心的原則を重点的に確定するなどの基本的な共通認識に到達した。

中国税関総署の鄒志武副署長によると、この「枠組」はグローバル越境ECの監督管理とサービスに関する初めての指導的文書で、税関総署が提唱し、策定作業に積極的に参与したという。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年2月12日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved